

資料 17-1

郵便約款の変更の認可について

(諮問第1056号)

## 郵便約款(国際郵便約款)の変更の認可申請の概要

### 1 変更認可申請の概要

#### (1) 変更の趣旨

本年 1 月 1 日に通常郵便に関する施行規則の一部改正が施行されたこと及び本年 10 月 1 日に万国郵便条約の一部改正が発効することを受けて、国際郵便約款の関係規定について所要の規定の整備を行うもの。

#### (2) 変更の内容

##### ア 国際郵便料金受取人払のサービスの拡大について

(通常郵便に関する施行規則の一部改正に伴う改正)

- ・ 国際郵便料金受取人払にすることができる郵便物を郵便事業株式会社(以下「会社」という。)が別に定めることとすることにより、印刷物、小型包装物及び国際スピード郵便についても本サービスの対象とすることを可能とする。また、当該郵便物について、会社が別に定めるところにより、特殊取扱とすることを可能とする。(約款第 46 条から第 47 条まで)

##### イ 郵便禁制品に係る規制の緩和(国際郵便によるリチウム電池の郵送について)

(万国郵便条約の一部改正に伴う改正)

- ・ リチウム電池を内容品とする外国宛て郵便物について、一定の容量以下であること等の条件に適合することを条件として差し出す場合に送付することを可能とする(約款第 10 条及び第 102 条の 2)

#### (3) 変更の予定日

上記(2)アについては、平成 24 年 1 月 1 日(日)

上記(2)イについては、平成 23 年 10 月 1 日(土)

# 郵便約款の変更の認可申請の概要

「IBRS(国際郵便料金受取人払)のサービスの拡大」

総務省

# 国際郵便料金受取人払 (IBRS) の概要

(国際料金受取人払とは)

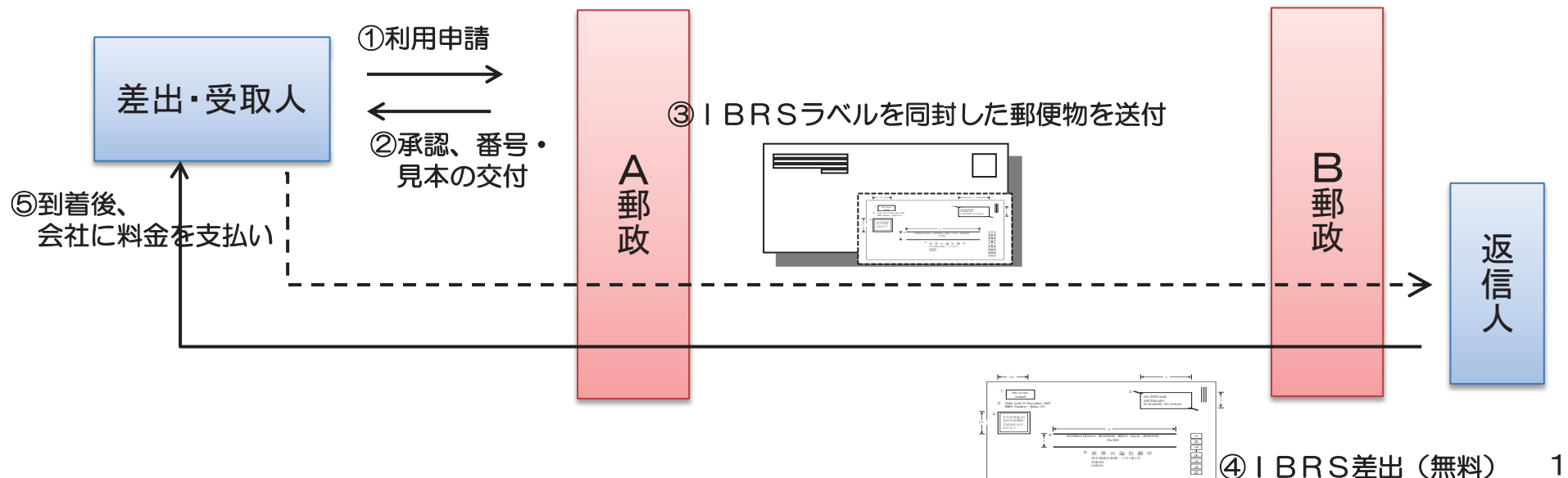
- 事前に自国の事業者の承認を受けた差出・受取人が、外国の返信人によって差し出された郵便物を受け取る際に、その郵便料金及び手数料を負担するスキーム  
⇒ 差出人に料金を負担させず、郵便物を受け取ることが可能。

(改正の内容)

- 現在対象となる郵便物の種類は、書状及び郵便葉書に限定されているが、これに印刷物、小形包装物及び国際スピード郵便 (EMS) を追加。併せて、書留の取扱いを開始。  
(平成24年1月1日施行)

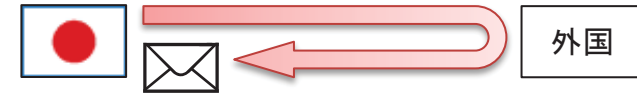
※ 2010年10月の条約改正 (=IBRSの重量制限の緩和) を踏まえたもの

(イメージ)



# 改正の具体的内容

## ① 外国の返信人から日本の差出・受取人に返信される郵便物



	現在	改正後
大きさ	長さ23.5cm+幅12cm+厚さ0.5cm	長さ+幅+厚さ=90cm (EMSにあつては、長さ1.5m、長さと長さ以外の横周りとの合計3m)
重量	50gまで	2kg(EMSにあつては30kg (注))までに拡充
郵便物の種類・料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 書状：100円(25gまで) 180円(50gまで)</li> <li>○ 郵便葉書：70円</li> </ul>	以下の3種を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 印刷物</li> <li>○ 小形包装物</li> <li>○ EMS</li> </ul> } <u>IBRSで郵便物を返信する国に宛てて、当該郵便物を差し出した場合に適用される料金</u>
特殊取扱	不可	印刷物及び小形包装物は、書留扱い可 ※ 書留料金も印刷物等と同様の考え方にに基づき設定(一律410円)
対象国	全世界	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 書状、郵便葉書：全世界</li> <li>○ 印刷物、小型包装物、EMS：合意を結んだ国</li> </ul>

注) EMSの取扱重量の上限が30kgのため。なお、条約上、EMSの提供条件は2カ国(他国)間の合意により定めることとされており、通常郵便物と異なり、IBRSの条件に制限はない。

## ② 日本の返信人から外国の差出・受取人に返信される郵便物



- 取扱える郵便物の範囲について、①と同じ水準まで拡大(※)。
- 料金については、日本の返信人は支払いを要しない。

※ ただし、大きさについては、長さ60cm、長さ+幅+厚さ=90cmの範囲内

# IBRS料金の仕組み(具体例)

## (IBRSの料金)

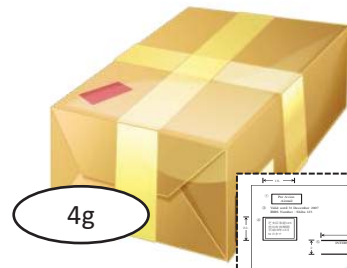
IBRSで郵便物を返信する国(下図:中国)に宛てて、我が国から当該郵便物を差し出した場合の料金に相当する額を適用

### 【具体例】

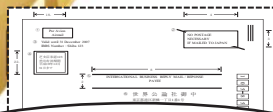
- ①日本から中国に4kgの商品をEMSで送付し、
- ②当該EMSに商品の返品用としてIBRSラベル(EMS用・4kg)を同封する場合

(参考) 現行EMS料金

重量	第1地帯
≤5 kg	6,000円

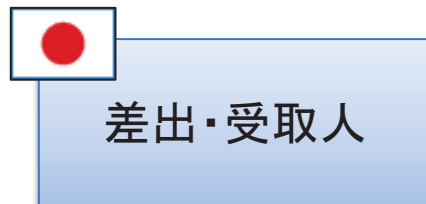


EMS料金: 6,000円



4kg用(EMS用)

**IBRS料金: 6,000円**  
(=日本から中国にEMS(4kg)を差し出す場合の料金相当額)



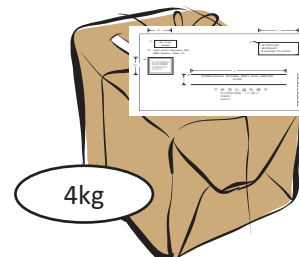
差出・受取人

商品  
発送



返信人

返品



無料

# 参照条文：通常郵便に関する施行規則①（2010年改正）

現行	改正後
<p>第百四十条 国際郵便料金受取人払業務 (CCRI)</p> <p>3 国際郵便料金受取人払業務の郵便物の仕様</p> <p>3.3 国際郵便料金受取人払業務の郵便物の大きさは、第二百二十二条に定める通常郵便物に適用される制限に従わなければならない。郵便葉書又は返信カードの形態の郵便物については、第二百二十八条5の規定に適合する国際郵便料金受取人払業務の郵便物も、引き受けることができる。国際郵便料金受取人払業務の郵便物 (CCRI) の重量は、五十グラムを超えてはならない。</p> <p>3.4 国際郵便料金受取人払業務の郵便物には、<u>通信文及び印刷物を入れることができる。</u></p> <p>3.5 <u>3.3及び3.4の規定にかかわらず、指定された事業体は、国際郵便料金受取人払業務の郵便物に商業的価値を有しない物品を包有することを認めること及び重量を二百五十グラムまでに制限することを二国間で合意することができる。</u>指定された事業体は、また、二国間で当該業務についてその他の取決めを行うことができる。</p> <p>4 国際郵便料金受取人払業務の差引計算料率</p> <p>4.2 この金額は、郵便物一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率に基づいて設定する。この料率は次の方法によって算出する。</p> <p>4.2.1 <u>郵便物一通当たりの料率は、〇・一五SDRとする。</u></p> <p>4.2.2 重量一キログラムごとの料率は、原則として、第二百三十五条3の規定に定めるとおり、計算する。この場合において、使用する重量は純重量とする。この料率は、一定の数(十を超えることはできない。)の平均料金に基づいて定める。これらの平均料金は、それぞれ名あて国の一集団についてのもとし、かつ、当該集団の様々な名あて地あての郵便物の重量に従って定める。当該重量一キログラムごとの料率は、国際事務局へ通知され、毎年、継越通報類集において公表される。</p>	<p>第百四十条 国際郵便料金受取人払業務 (CCRI)</p> <p>3 国際郵便料金受取人払業務の郵便物の仕様</p> <p>3.3 国際郵便料金受取人払業務の郵便物の大きさは、第二百二十二条に定める通常郵便物に適用される制限に従わなければならない。郵便葉書又は返信カードの形態の郵便物については、第二百二十八条5の規定に適合する国際郵便料金受取人払業務の郵便物も、引き受けることができる。国際郵便料金受取人払業務の郵便物 (CCRI) の重量は、五十グラムを超えてはならない。<u>ただし、指定された事業体は、国際郵便料金受取人払業務の返信に係る業務について二キログラムの重量制限を適用することを選択する他の指定された事業体に返送する郵便物について、任意により、二キログラムの重量制限を適用することができる。</u></p> <p>3.4 国際郵便料金受取人払業務の郵便物には、<u>原則として、条約及びこの施行規則に適合する内容品を入れることができる。ただし、指定された事業体は、国内の又は超国家的な法令が定める場合には、国際郵便料金受取人払業務の返信業務の返信に係る業務から、廃棄物のような内容品を除くことができる。</u></p> <p>3.5 指定された事業体は、また、二国間で当該業務についてその他の取決めを行うことができる。</p> <p>4 国際郵便料金受取人払業務の差引計算料率</p> <p>4.2 この金額は、郵便物一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率に基づいて設定する。この料率は次の方法によって算出する。</p> <p>4.2.1 <u>国際郵便料金受取人払業務の郵便物の国内の取集め及び取扱いにかかる料率は、同業務の郵便物を返送する指定された事業体の大量郵便物に適用される到着料(一通当たり及び重量一キログラム当たりにより計算されるものとする。)の八十パーセントとする。この場合において、年間の下限料率は、一通当たり〇・一五SDRとする</u></p> <p>4.2.2 <u>国際郵便料金受取人払業務の郵便物の国際間の運送に係る重量一キログラムごとの追加の料率は、原則として、第二百三十五条3の規定に定めるとおり、計算する。この場合において、使用する重量は純重量とする。この料率は、一定の数(十を超えることはできない。)の平均料金に基づいて定める。これらの平均料金は、それぞれ名あて国の一集団についてのもとし、かつ、当該集団の様々な名あて地あての郵便物の重量に従って定める。当該重量一キログラムごとの料率は、国際事務局へ通知され、毎年、継越通報類集において公表される。</u></p>

## 参照条文:通常郵便に関する施行規則②

---

### ○ IBRSにより送られる郵便物に書留を付加できる根拠

#### 第百四十条 国際郵便料金受取人払業務 (CCRI)

2.2 加盟国又は指定された事業者は、当該業務の承認のため及び差し出された郵便物の取扱いのため、料金及び条件を定めることができる。

### ○ EMSにおいてIBRSを実施する根拠

#### 第二百五十一条 EMS業務

2 EMS業務は、多数国間又は二国間の合意により実施される。これらの合意に明文の定めのない事項については、連合の文書の適当な規定に従う。



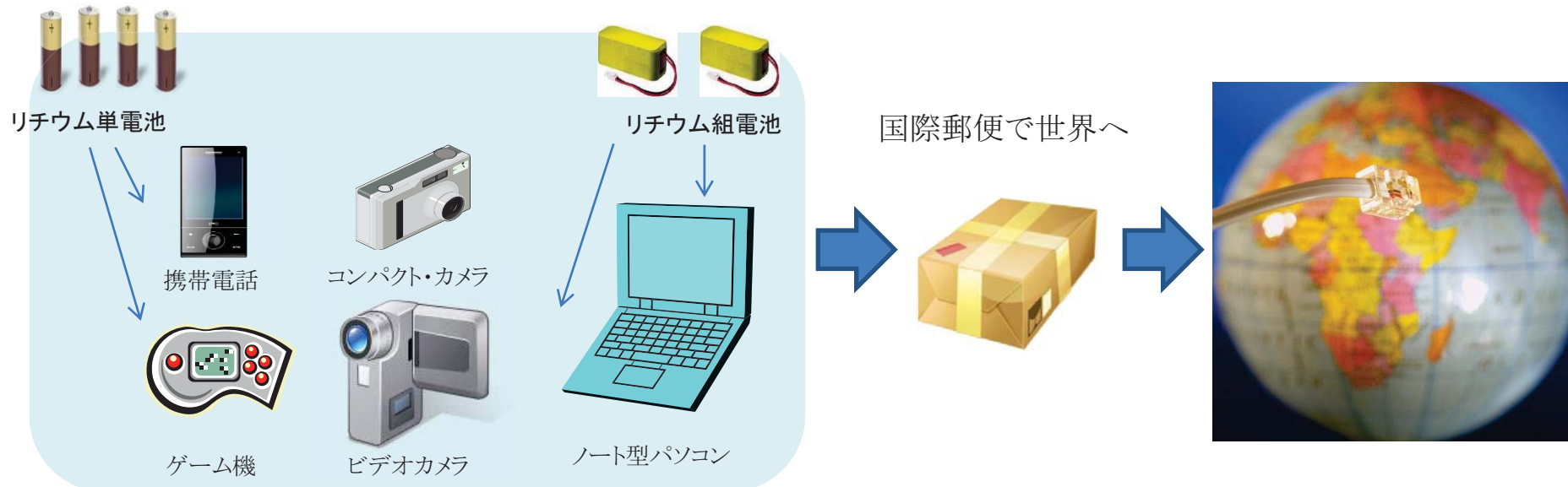
〔「国際郵便によるリチウム電池の郵送について」〕

# 改正の概要

- リチウム電池は、国際連合が定めた危険物に該当するため、万国郵便条約の規定により国際郵便で送ることは不可。
- 今般、万国郵便連合で条約の関係規定を改正することが承認され、一定の容量以下のリチウム電池を内蔵した電子機器等が一定の包装条件の下で郵送可能になる。
- 万国郵便連合 (UPU) 加盟国は当該改正に拘束されることから、国際郵便の円滑な遂行のため、国際郵便約款の関係規定を改正するもの。
- なお、当面の間は船便による郵送に限定し、準備出来次第、航空便による取扱を開始予定。

リチウム電池を内蔵する電子機器・電気製品は日常生活で広く使用されている

条約の改正により、一定の条件を満たす場合に郵送が可能に



# 郵送可能となるリチウム電池

- 今回改正により郵送可能となるのは、機器に内蔵された(又は組み込まれた)リチウム電池で内容量等について一定の条件を満たすもの
- また、損傷及び短絡short circuitから保護される機器に取り付けられていること、強固な外装の容器によってこん包されていること等が条件
- リチウム電池単体及び機器と一緒に包装されるリチウム電池(同梱)の郵送は認められない

機器に内蔵されたリチウム電池



4個以下のリチウム単電池  
又は  
2個以下のリチウム組電池

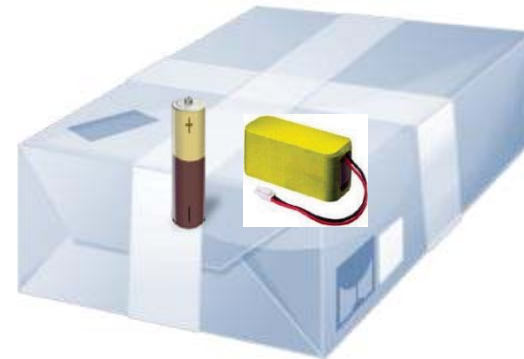
○郵送可

機器と同梱されたリチウム電池



× 郵送不可

リチウム電池単体



× 郵送不可

※ 1個当たりのリチウムの内容量又はワット時(Wh)定格値

	リチウム金属電池	リチウムイオン電池
単電池	1グラム以下	20Wh以下
組電池	2グラム以下	100Wh以下

(注)組電池:同じ種類の単電池を複数個まとめて使用に供するもの

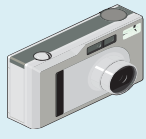
# 郵送可能な電化製品

- メーカー及び関係団体へのヒアリング並びに製品仕様書によると、一般に社会に流通している電化製品(リチウム電池を内蔵)のほとんどが今回改正の条件に合致
- 一方、輸送の安全を確保するため、郵便事業株式会社は引受け時の内容確認を徹底し、条件を満たさない製品を厳格に排除するための手続きを策定中

## ①内容品の確認



携帯電話



コンパクト・カメラ



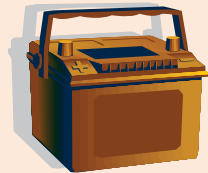
ノート型パソコン



電動自転車のバッテリー



蓄電池((家庭用・電子機器外付け)



産業用電池

## ②内蔵・同梱の確認

リチウム電池を内蔵

リチウム電池を同梱

× 郵送不可

## ③数量の確認(注)

電化製品の数量が  
2個以下

○ 郵送可

電化製品の数量が  
3個以上

△ 要確認

(注) 電化製品は1台に対して組電池を1個内蔵することが一般的



- ・本年10月1日から全国の郵便事業会社支店(約1,100箇所)及び郵便局(約20,000局)で引受け開始
- ・船便により郵送可能なあて先は約100か国・地域

× 郵送不可

# (参考)万国郵便条約の改正

- 万国郵便条約は、通常、4年ごとに開催される万国郵便大会議において改正
- ただし、大会議の間であっても、投票権を有する連合加盟国(165)の二分の一以上が投票に参加することを条件として投票の三分の二以上の賛成で改正が可能
- 本件はUPU事務局提案として、昨年10～12月に投票が行われ、有効投票数111票のうち賛成106票により改正が承認されたもの(大会議間における改正はUPUの歴史で初めて)

## 【万国郵便条約】

第15条 引き受けられない郵便物及び禁制

(略)

○爆発性又は発火性の物質その他危険物及び放射性物質。

○次の危険物は、例外的に引き受ける。

- ・ 一定の条件を満たした放射性物質
- ・ 一定の条件を満たした伝染性物質
- ・ 一定の条件を満たしたリチウム電池

↑ **今回改正でリチウム電池が  
例外として追加**

準用

## 【IATA危険物規則書】

次の物質は航空搭載を禁止

- 1 爆発性のもの
- 2 ガス類
- 3 引火性液体
- 4 可燃性固体
- 5 酸化性物質及び有機化酸化物
- 6 毒物及び伝染性の物質
- 7 放射性物質
- 8 腐食性物質
- 9 その他の危険物
  - ・ ドライアイス
  - ・ リチウム電池 等

(注) IATA :International air Transport Association (国際航空運送協会)



諮問第1056号  
平成23年9月9日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温殿

総務大臣 川端 達夫



### 諮問書

郵便事業株式会社代表取締役社長鍋倉眞一から、平成23年9月1日付けで、別添のとおり、郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づく郵便約款の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、同条第2項各号の規定に適合したものと認められる。よって、同条第1項の認可をすることとしたい。

上記について、同法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

## 郵便約款(国際郵便約款)の変更の認可申請の審査結果の概要

(約款第 46 条から第 47 条まで)

審査基準	審査結果	理 由
<p>【施行規則第 26 条】</p> <p>会社は、法第 68 条第 1 項の規定により郵便約款の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。）</p> <p>二 実施予定期日</p> <p>三 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由</p>	適	郵便事業株式会社から提出された変更認可申請書には、施行規則第 26 条に定める事項が記載されていることから、変更認可申請書として適当なものと認められる。
<p>【法第 68 条第 2 項第 1 号】</p> <p>1 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること</p>		
<p>イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項</p>	-	従前と同様の取扱いであり変更はない。
<p>ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項</p>	-	従前と同様の取扱いであり変更はない。
<p>ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項</p>	適	<p>以下の通り、適当と認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国において国際郵便料金受取人払とすることが認められた郵便物の料金及び手数料については、会社が別に定める方法により支払うべきことが明確に規定されている。</li> <li>・外国において国際郵便料金受取人払とすることが認められた郵便物で、会社が別に定める条件を満たして差し出すものについては、料金の支払を要しない旨が明確に規定されている。</li> <li>・その他の事項については、内国郵便約款の料金受取人払の方法に準じて支払を行うことと明確に規定されている。</li> </ul>

	<p>ニ その他会社の責任に関する事項</p>	<p>—</p>	<p>従前と同様の取扱いであり変更はない。</p>
<p>【法第 68 条第 2 項第 2 号】</p>	<p>2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p>	<p>適</p>	<p>変更申請の内容には、特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定は存在しないことから、適当であると認められる。</p>



## 郵便約款(国際郵便約款)の変更の認可申請の審査結果の概要

(約款第10条及び第102条の2関係)

審査基準	審査結果	理由
<p>【施行規則第26条】</p> <p>会社は、法第68条第1項の規定により郵便約款の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 郵便約款(変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。)</p> <p>二 実施予定期日</p> <p>三 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由</p>	適	郵便事業株式会社から提出された変更認可申請書には、施行規則第26条に定める事項が記載されていることから、変更認可申請書として適当なものと認められる。
<p>【法第68条第2項第1号】</p> <p>1 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること</p>		
<p>イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項</p>	適	外国宛て郵便物として差し出すことができないものから、一定の条件に適合することを条件として差し出されるリチウム単電池及び組電池を除くことが明確に規定されていることから、適当と認められる。
<p>ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項</p>	適	郵便物の引受けについては、郵便事業株式会社において別に定める条件に適合することを条件として差し出す場合に限りリチウム単電池及びリチウム組電池を送付することができることとされており、また、取扱いをしない国については国別差出条件表によることとされているため、適当と認められる。 その他については従前と同様の取扱いであり変更はない。
<p>ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項</p>	—	従前と同様の取扱いであり変更はない。
<p>ニ その他会社の責任に関する事項</p>	—	従前と同様の取扱いであり変更はない。
<p>【法第68条第2項第2号】</p> <p>2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p>	適	変更申請の内容には、特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定は存在しないことから、適当であると認められる。



平成23年9月1日

総務大臣  
片山 善博 様

郵便事業株式会社  
代表取締役社長

鍋倉 眞

### 郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、下記のとおり国際郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

#### 記

- 1 国際郵便約款  
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日  
平成23年10月1日  
ただし、第46条から第47条までに係る改正規定は、平成24年1月1日から実施する。
- 3 変更を必要とする理由  
万国郵便条約等の一部改正等のため。

国際郵便約款 新旧対照表

※下線部分は改正部分

現行	改正
<p>(外国あて郵便物として差し出すことができないもの)</p> <p>第10条 この約款に定める条件を満たさないもの又は詐欺行為を意図して若しくは支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出されるもののほか、次に掲げる物は、これを外国あて郵便物として差し出すことはできません。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次の爆発性又は発火性の物質、放射性物質及び危険物</p> <p>ア 爆発性又は発火性の物質その他危険物及び放射性物質（<u>放射性物質及び伝染性物質については、第101条（放射性物質）及び第102条（伝染性物質）の規定に従って差し出されるものを除きます。</u>）</p> <p>イ (略)</p> <p>(8)・(9) (略)</p>	<p>(外国あて郵便物として差し出すことができないもの)</p> <p>第10条 この約款に定める条件を満たさないもの又は詐欺行為を意図して若しくは支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出されるもののほか、次に掲げる物は、これを外国あて郵便物として差し出すことはできません。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次の爆発性又は発火性の物質、放射性物質及び危険物</p> <p>ア 爆発性又は発火性の物質その他危険物及び放射性物質（第101条（放射性物質）、第102条（伝染性物質）<u>及び第102条の2（リチウム単電池及びリチウム組電池）の規定に従って差し出されるものを除きます。</u>）</p> <p>イ (略)</p> <p>(8)・(9) (略)</p>
<p>(国際郵便料金受取人払)</p> <p>第46条 <u>国際郵便料金受取人払は、郵便物を受け取るべき者（以下この条において「受取人」といいます。）が、郵便物の料金を受取人において支払うことにつき、受取人の住所又は居所の郵便物配達を受け持つ事業所又は当社が別に定める事業所の承認を受けたものについて取り扱います。</u></p> <p>2 国際郵便料金受取人払の利用の条件については、この款に定める場合を除き、内国郵便約款第3章第2節第5款（料金受取人払）の規定を準用します。</p> <p>3 <u>国際郵便料金受取人払とすることができる郵便物は、航空扱いとする書状及び郵便葉書に限られます。</u></p> <p>4 <u>前項に規定する書状は、長さが幅に1.4を乗じたものを下回らない長方形で、次に掲げる大きさ及び重量の条件を満たさなければなりません。</u></p> <p>(1) 大きさ</p> <p>ア <u>長さ 14センチメートルから23.5センチメートルまで</u></p> <p>イ <u>幅 9センチメートルから12センチメートルまで</u></p> <p>ウ <u>厚さ 0.5センチメートルを超えないもの</u></p> <p>(2) 重量</p> <p><u>50グラムを超えないもの</u></p> <p>5 <u>国際郵便料金受取人払とする郵便物は、第5章（特殊取扱）に規定する特殊取扱とすることができます。</u></p> <p>6 <u>国際郵便料金受取人払とする郵便物には、当社が別に定める表示をしていただきます。</u></p>	<p>(国際郵便料金受取人払)</p> <p>第46条 <u>郵便物で、これを受け取るべき者（以下この条及び次条（国際郵便料金受取人払の郵便物に係る料金の支払方法）において「受取人」といいます。）が、郵便物の料金及び特殊取扱の料金を受取人において支払うことにつき、受取人の住所又は居所の郵便物配達を受け持つ事業所又は当社が別に定める事業所（以下「受取人払取扱店」といいます。）の承認を受け、受取人又は郵便物の差出人が当社が別に定める表示をしたものは、その差出有効期間内にその承認を受けた者にあてて差し出される場合に限り、国際郵便料金受取人払とすることができます。</u></p> <p>2 <u>前項の承認は、当社が別に定める条件を満たす場合に、受取人払取扱店がこれをします。</u></p> <p>3 国際郵便料金受取人払の利用の条件については、この款に定める場合を除き、内国郵便約款第3章第2節第5款（料金受取人払）の規定を準用します。</p>
	<p>(国際郵便料金受取人払の郵便物に係る料金の支払方法)</p> <p>第46条の2 国際郵便料金受取人払の郵便物の受取人は、郵便物の料金及び特殊取扱の料金に1</p>

(外国において国際郵便料金受取人払とすることを認められた郵便物)

第47条 書状又は郵便葉書で、外国において国際郵便料金受取人払とすることを認められ、当社が別に定める表示をしたものは、差出人において料金を支払う必要がありません。

2 前項の郵便物は、次に掲げる条件を満たすものに限り取り扱います。

(1) 差出有効期間を表示してあるものにあつては、その期間内に差し出されたものであること。

(2) 書状とするものにあつては、次に掲げる大きさ及び重量の条件に適合しているものであること。

ア 事業所留置の表示があるもの

前条（国際郵便料金受取人払）第4項に規定する大きさ及び重量

イ アに掲げるもの以外のもの

(7) 大きさが、長さ、幅及び厚さを合計して90センチメートルを超えないもの（一辺の長さは60センチメートルを限度とします。）であつて、長さ14センチメートル、幅9センチメートルを下回らないこと。

(4) 重量が50グラムを超えないものであること。

(3) 第5章（特殊取扱）に規定する特殊取扱としないものであること。

通につき料金表で定める額の手数料を加算した額を、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(外国において国際郵便料金受取人払とすることを認められた郵便物)

第47条 外国において国際郵便料金受取人払とすることを認められた郵便物で、当社が別に定める条件を満たして差し出すものは、差出人において、その料金の支払を要しません。

（リチウム単電池及びリチウム組電池）

第102条の2 リチウム単電池又はリチウム組電池を内容品とする外国あて郵便物は、当社が別に定める条件に適合することを条件として差し出す場合に限り送付することができます。この取扱いをしない国については、第11条（国別の差出条件）に規定する国別の差出条件によります。

附 則（平成23年9月1日 郵国事第154号）

この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。

ただし、第46条から第47条までに係る改正規定は、平成24年1月1日から実施します。